令和４年第７回弥彦村議会（１１月）臨時会

議　事　日　程　（第１号）

令和４年１１月１１日（金曜日）午前１０時開会

日程第　１　議席の指定及び議席の変更
日程第　２　会議録署名議員の指名
日程第　３　会期の決定
日程第　４　諸般の報告
日程第　５　村長招集挨拶
日程第　６　承認第　６号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第７号）
日程第　７　承認第　７号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第８号）
日程第　８　承認第　８号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第３号）
日程第　９　議案第５６号　令和４年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１０　議案第５７号　弥彦村図書館オーダーメード家具購入契約の締結について
日程第１１　議案第５５号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）

本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	樋浦久夫	２番	花井譲温
３番	那須裕美子	４番	丸山浩
５番	古川七郎	６番	板倉恵一
７番	柏木文男	８番	小熊正
９番	本多隆峰	１０番	安達丈夫

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長　小林豊彦　　教育長　林　順一

総務部長	志田　　馨	産業部長	髙橋　信弘
総務課長	斎藤　雄希	デジタル行政推進課長	宇野　　誠
税務課長	浜田　禎介	防災課長	小林　健仁
住民課長	小出　将浩	福祉課長	坂爪　明博
健康推進課長	松井　裕美子	農業振興課長	鈴木　光英
観光商工課主幹	丸山　竜一	建設企業課長	丸山　栄一
公営競技事務所長	柳川　治美	会計管理者	水沢　正一
教育課長	富田　　憲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤　和恵	書記	春日　史子

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから、令和４年第７回弥彦村議会11月臨時会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、10月23日に執行された弥彦村議会議員補欠選挙において、樋浦久夫議員、花井譲温議員の２名が当選されておりますので、後ほどご挨拶をいただきます。

◎議席の指定及び議席の変更

○議長（安達丈夫議員）　初めに、日程第１、議席の指定及び議席の変更を行います。

本件については、新たに当選されました２名の議員の議席を指定し、また、これに関連し議席の変更を行うものであります。

議席については、議会規則第４条第２項及び第３項の規定により、議長においてただいま着席のとおり指定及び変更をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

８番　小　熊　　正　議員

９番　本　多　隆　峰　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第３、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日１日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日１日限りとすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第４、諸般の報告を行います。

初めに、去る10月23日に村議会議員補欠選挙が行われ、当選されました２名の議員の常任委員及び特別委員の選任と、これに関連した変更について、弥彦村議会委員会条例第７条第２項及び第４項の規定により、選任及び変更しました。また、11月４日に総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会を開催し、欠員となった副委員長について委員会条例第８条第２項の規定により互選されましたので、配付のとおりご報告いたします。

ここで、補欠選挙において当選されました樋浦久夫議員、花井譲温議員をご紹介いたします。

まず初めに、樋浦議員、前方の演壇にお進みいただいてご挨拶をお願いいたします。

樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　おはようございます。私、樋浦久夫と申します。

私は、立候補が決まってから約１か月間、村内をくまなく回る機会がございました。村民の皆様方と直接膝を突き合わせてお話を聞くことができました。それによると、今の弥彦村は箱物ばかり建設されていると、今の弥彦村をとても心配しているとのお話。それから、そのツケが自分たちの子供の世代までついて回るのではないかと、そのことをとても心配しているとのお話がありました。

私は、村民の皆様が心を一つにして、住みたくなる弥彦村、村民のための行政づくりを目指して、議員の諸先輩方と一緒になってその実現に向け努力してまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

次に、花井議員、お願いいたします。

花井議員。

○２番（花井譲温議員）　おはようございます。花井譲温と申します。

大学を卒業してから46年、済生会病院で医療従事者として働いてきました。今回、立候補するに当たり、勇気を持って村のために働いていこうと思って決断いたしました。

予防医療、それと村民の皆様の声を広く聞いて、誠実に議会に反映していきたいと考えております。勇気を持って発言していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第５、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　おはようございます。

まずもって、10月の村会議員補欠選挙で当選された花井議員、樋浦議員に心からお祝い申し上げます。ひとつよろしくどうぞお願い申し上げます。

今回、臨時会を開いていただきましたけれども、お手元にあるとおり数件の議案を上程させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

本会議の開会前に２点だけ皆様にご報告がございますので、ご報告させていただきます。

１点目は、11月８日、朝午前９時半頃起こりましたグループホームこいての火災に関する対応についてでございます。議員の皆さんご承知のように、午前９時30分頃、落雷が発生しまして、９時40分頃、グループホームこいてが停電、火災警報報知器が鳴りまして、玄関エアコンより出火いたしました。消防車２台駆けつけて鎮火していただきまして、利用者11名、職員４名には幸いけがはございませんでした。

その９名の入所者、デイサービスお二人につきましては、社会福祉協議会に避難し、現在はきらめきの丘・作業工房で仮生活をされております。来週月曜からは、けいりん会館で生活を始めていただきます。

その後のことでございますけれども、けいりん会館は新しい選手宿舎、それから、お風呂の改築で工事が始まります。また、来年４月には、新しい競輪も開始されますので、そのとき転居していただかなくてはなりません。したがいまして、村としてはどうしても、この方々たちのその後の安定した生活をしていただくために、いろいろと対策を講じなきゃいけないということで、いろいろ協議してまいりましたけれども、グループホーム、現在の場所から移転することに決めました。

私が村長に就任してから３回、今回で４回目です。前回の３回目は停電だけで済みましたけれども、今回のように火災が発生するとなりますと生命の危険性があり、対応しなければなりません。

移設に向けての検討事項としては、①どのぐらいが必要かということになりますけれども、やひこの里の専務理事にお話を伺いますと、できるだけ早い機会にそれをやらないと精神的な不安定で入所者の方のその後について非常に不安があるというご指摘、ご指導をいただきまして、できるだけ早い機会に建設をしなければならないということになりました。

現在では、設計に一、二か月、建設に六、七か月、合計すると８か月の期間が必要という見積り出ておりますけれども、できるだけ短縮するように担当者のほうにお願いしてあります。

場所はどこにするかということでございますけれども、場所はやはり早急な建設を始めるためには村有地の活用しかないだろうという結論に達しまして、現在、弥彦消防署前の旧森林公園テニスコートを考えております。この場所についても、桜井の里と相談しましたら、場所についても全く問題なかろうという回答をいただいております。

更に、次に、運営主体、新しく建設するに当たって、運営主体をどうするかということでござ

いますけれども、現在は、施設は村が所有して、運営を桜井の里福祉会に委託しております。村内には現在、介護事業所として桜井の里福祉会のほかに、社会福祉協議会とあおぞらの２者がございますけれども、いずれも、グループホームの運営実績がなく、移設営後の運営主体としては受けることはできないということでございますので、桜井の里福祉会による運営になる見込みで、既にこれを内諾いただいております。

費用の問題ですけれども、現在、グループホームこいての火災保険で、この間の損害は、一部はその補償を受けることができますが、けいりん会館に仮入居するとなりますとかなりのコストがかかると見られております。

令和３年10月の試算によりますと、電気料金が100万円、水道料金が20万円という試算も出ておりますので、かなりの出費を覚悟せざるを得ないということでございますし、更に、新しいグループホームを建設するに当たっては、これも桜井の里のご助言で、グループホームだけではなくて、いろんなものを多機能の施設にするほうが、今後の活用を考えるといいのではないかというご指摘、ご指導もいただいておりますので、多機能型の施設にしたいというふうに、現在思っております。

大体、建設費が１億5,000万から２億円を見込まれております。これにつきましてはまた議会の皆様のご承認いただくように、臨時会等のほう開かせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。とにかく一日も早く現在の入居者の方が安定した生活を送れることが一番大事なので、早急な建設に向けて準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

２番目でございますけれども、これは前から国のほうからも言われていますけれども、この冬、第８波のコロナウイルス感染症が既に認められているという報道も出ております。更に、医師会からも、今年の場合は、第８波の感染拡大と、今一つ、インフルエンザの同時流行が懸念されるということも警告が出ております。

昨日、実は県の福祉保健部長にお伺いして、いろいろとご指導を受けていたんですけれども、これは政府としてはまだはっきりはしていないと思いますけれども、一部の報道では、高熱が出た場合はお医者さんに行かずに自宅に待機するようにという指導が出たと理解しております。

今、まだ検討しているようなんですけれども、医者に行かずに、子供さんが高熱を出して、あるいは高齢者が高熱を出た場合に、自宅で待機するというのはパニックになるのは間違いない。それを防ぐためには、どうしても解熱剤が必要だと思います。あらかじめ解熱剤を買えばいいんですけれども、なかなかそこまで現実の問題として、実際に流行しない限り薬局に行くことはなかなか難しい。それで本当に流行が始まった場合には、先回のときもそうですけれども、アセトアミノフェンと言われる解熱剤はすぐになくなってしまったという事態が発生しております。

村として、村民の皆さんの安心・安全を守る、これは大前提でございますので、そういった事態がないようにどうしたらいいかというのを、昨日、実は総務部長、健康推進課長、３人で県の福祉保健部、部長さんはじめ、担当課長さんたちといろいろご指導をいただいてまいりました。

その結果、これから具体的な検討を始めますけれども、まず一番大事なのは量を確保しにいけ

ばいい、量を確保するためには、あらかじめその量に見合う分を買っておかなければならない。医師法によりますと、直接ご本人が来て買わない限り解熱剤は販売できないということになっています。

そのためには、やっぱり弥彦村にある薬局で村民の皆さんが直接行って買っていただくと。村の役目としては、もちろん無料にしますけれども、それ以上に、安いものですから、1,000円以下のものですから、そんなに負担にならない。ただ問題は、実際に流行が始まったときに手に入るか、入手できない、これが一番困るので、これがアオキ薬局さん、弥彦村では村内にはアオキさんしか薬局ないので、アオキ薬局さんとどういうふうに対応するか、全量買うのか、あるいはある程度買って、いざというときに村民の皆さんが、買いたい方が手に必ず入るような対応を考えてまいりたいというふうに、本日からそういった作業を始めさせていただきたいと思います。

そのときのまたお金については、12月議会、あるいは場合によっては専決でやらせていただきたいと思いますので、その点はあらかじめご承知願いたいと思います。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎承認第６号～議案第５５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第６、承認第６号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第７号）から日程第11、議案第55号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）までの専決補正予算３案件、補正予算２案件、その他１案件、以上６案件を議題といたします。

これより提案者から６案件について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　令和４年第７回弥彦村議会11月臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

承認第６号　専決処分の報告につきましては、令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第７号）で、既定の歳入歳出の総額56億2,796万3,000円のうち、弥彦村議会議員補欠選挙に伴う選挙費の増額のため歳出予算の組替えを行うもので、９月30日に専決いたしました。

承認第７号　専決処分の報告につきましては、令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第８号）で、既定の歳入歳出の総額56億2,796万3,000円のうち、防犯カメラ設置に伴う工事請負費の増額のため歳出予算の組替えを行うもので、10月14日に専決いたしました。

承認第８号　専決処分の報告につきましては、令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第３号）で、10月20日に専決いたしました。既定の歳入歳出の総額219億6,720万5,000円に歳入歳出それぞれ１億3,206万2,000円を増額し、総額を220億9,926万7,000円とするものであります。

歳入といたしましては、１款競輪収入１億3,206万2,000円、歳出といたしましては、２款競輪事業費１億412万5,000円、３款予備費2,793万7,000円であります。

議案第55号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）につきましては、既定の歳入歳出の総額56億2,796万3,000円に歳入歳出それぞれ6,110万3,000円を追加し、総額を56億8,906万6,000円とするものであります。

歳入といたしましては、14款国庫支出金5,985万3,000円、20款諸収入125万円であります。

歳出の主なものといたしましては、２款総務費2,845万3,000円、３款民生費2,765万5,000円、６款農林水産業費9,848万1,000円、14款予備費、減9,566万2,000円であります。

今回の補正は、地方創生臨時交付金、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金によるもの等であります。

議案第56号　令和４年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出の総額９億3,898万1,000円にそれぞれ57万2,000円を追加し、総額を９億3,955万3,000円とするものであります。

歳入といたしましては７款繰入金57万2,000円、歳出といたしましては３款地域支援事業費57万2,000円であります。

議案第57号　弥彦村図書館オーダーメード家具購入契約の締結につきましては、Ｏｕｔ　Ｍｏｕｎｔ　ｆｕｒｎｉｔｕｒｅと弥彦村図書館のオーダーメード家具購入契約を締結するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

これから質疑を行います。

質疑、討論、採決は１案件ごとに行います。

まず、日程第６、承認第６号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第７号）について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りいたします。本案件は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

ただいま議題となっております承認第６号について、起立によって採決をいたします。

報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第６号は報告のとおり承認されました。

次に、日程第７、承認第７号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第８号）について、ご質疑はありませんか。

小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　議案書の11ページになります。２款総務費、１項総務管理費、６目交通安全対策費、14節工事請負費1,732万3,000円の増額についてお尋ねいたします。

この専決処分の、防犯カメラによる専決処分ということでありますが、私も子供たちの安全や各地域の防犯等に関する事業は早急にやるべきだとは思っております。しかし、今回の専決処分をされたのは、あまりにも性急過ぎる感じもいたしますし、また、請負企業等の参加等を考えますと、どのような入札等を行われたのか、専決処分の理由と入札方法についてお尋ねしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　答弁、防災課長。

○防災課長（小林健仁）　ただいまの小熊議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地元業者に契約できなかったのかということでありますが、今回設置するカメラなんですけれども、日本防犯設備協会が認定するＲＢＳＳ優良防犯機器認定制度の基準を満たした認定製品でありまして、記録媒体であるＳＤカードを中に２枚内蔵しております。１枚が故障しても次のカードで録画が可能であるということであります。

また、データの取り出しなんですけれども、高所で作業車を使って取り出すこともできるんですが、パソコンを使ってＷｉ－Ｆｉで無線のＬＡＮで取り出しが可能な機能を有しているカメラにつきましては、今回、キング通信工業という製品を使うんですけれども、それを年内にこの機器を納入、設置ができるのは当該の業者しかおりません。機器の設定ですとか、調整を熟知している業者しかおりません。

また、この業者は平成30年度から毎年設置をしておりまして、保守管理も年２回、厚意でしていただいており、村のほうに大変貢献をしていただいているところでございます。

防犯機器でありますので、個人情報の保護の観点からも、複数の業者がばらばらで管理するんではなくて、一括して同じ業者が記録を管理することが情報漏えいのリスクを低くすることができると考えております。

そのようなことで、今回は入札ではなくて随契で業者のほうを選定させていただいております。

以上になります。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　平成30年から継続されている企業ということでありますが、やはり今回は34台で台数的にも多い訳でありますし、今ほどいろんな、設置後メンテナンスなり、いろんなことも考えられますし、そういう状況であると、やはり地元の業者にお願いすることによって、いろんな障害があったとき早く対応できるのではないかなというふうに考えておりますし、これから、やはりまだ弥彦村の中でもいろいろな防犯上必要とする地域または箇所もまだあるかと思われます。そうしますと、更に台数等も増える訳であり、特に地元の企業、業者のほうにお願いすることが、一番村民の方々も思っているのではないかなと思っております。

その辺の、今後は地元業者のほうにお願いするような考えはあるのかないのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　今ほど議員のおっしゃるとおり、地元が早く対応できるのではということですけれども、先ほども申しましたとおり、いろんな、村内にもう既に設置はされているんですけれども、そのカメラをここの業者がやるとか、また、また隣は別の業者ですとか、そういったことになりますと、やはり情報漏えい、そのデータの管理というものが一つにならなくて、何かのときにそれが漏えいしてしまうリスクも高まりますので、村としては同じ業者で設置したほうがよいと考えております。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員、３回目です。

○８番（小熊　正議員）　今まで継続している業者であれば、それは何も新しく取り組むようなことはしなくても分かっておられるかも分かりません。だけれども、地元の企業ができないものであれば、これは致し方ないと思いますが、やはり地元の企業だって、今、防犯カメラは至るところにもうつけている、個人的にもついているような状況である訳です。そういうことも考えれば、是非地元の企業のために取り組むような事業に持っていっていただきたいなと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。質問、今ので終わります。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

古川議員。

○５番（古川七郎議員）　５番、古川です。

まず、この防犯カメラの件に入る前に、ある人から、あるいははっきり言って議員さんから、なぜこの防犯カメラを専決にしたと、これははっきり、はっきりではない、もう恐らく間違いであるというようなことを私は言われました。

村長、これは防犯カメラ、専決したのは間違いかどうか、あるいは正しいのか、その理由を、述べる理由を、つける理由を、村長、お聞きしたいと思いますけれどもいかがですか。お願いします。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　防犯カメラにつきましては、先ほど担当課長のほうから申しました、平成30

年からやっております。これは、皆さんまだご記憶があると思いますけれども、新潟市西区で小学生の女子児童が誘拐されて、絞殺されて、線路脇に捨てられたと、あの痛ましい事故が引き金になっています。そのときに、すぐにやろうということで始めました。

私自身も最初から、弥彦村中に防犯カメラつけようと、まず通学路、弥彦村の子供たちが通う通学路は田んぼの中を通る道もありますし、非常に不安だということを保護者からお話を伺っていました。それならば、まず防犯カメラをつけるということで、早急に始めたことが現在まで至っています。

今回の防犯カメラ、これは子供たちの通学路の安全ではなくて、今申しましたようにもともと弥彦村中に防犯カメラをつけるというのが、私の基本的な考えで持っておりまして、大戸地区で農薬を村の立ち木にかけられて枯れてしまうと、そういう暴挙があったものですから、しかも選挙の関係で、なかなかそういう関係で、これから先もこういうことがあると絶対困ると、そのままにしては絶対駄目だと。阻止するためには、防犯カメラつけてやったら犯人の顔分かるよということが必要だと判断しまして、それならば一日も早いことが必要だということで専決といたしました。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　ということは、防犯カメラつけることは別に専決にしても間違いないということですね。

〔「今回については間違いないと思います」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　私も、そのように今のつけた理由を村長から答弁いただいて、私もそう思います。

では、私の次の質問は、今までは大体５台、弥彦村ではずっと何年間つけました。それでなおかつ５台というのは、なぜ５台かというと、新潟県で私聞いているのは大体100台だそうです。それで１台10万円の補助が出ると、それで担当者が遠慮してたった５台まで、私ももっといっぱいつけなさいというようにお願いしたんだけれども、遠慮して５台にしたと思うんだけれども、これに対して、これからも村長の今のお話のとおり、つけるというような答弁をいただきました。

私もその件には、やっぱり防犯上は非常に大切だし、いいことだと思いますが、ちょっとこれはほかの地域、一つの町内が物すごいやられたんだと。それで防犯カメラついたら、一切やらなくて、次の隣の地域の方が、今度はまたそういう被害があったと、こういうことも伺っておりますので、今後もつけてもらいたいと思います。

なおかつ、これに関して毎年５台ということですけれども、次の10台になるのか、20台なのか、30台なのか分かりませんけれども、やはり県から来る５台も抱き合わせで、私はやってもらいたい。そうすることによって、ちょっと金額的に言うと申し訳ないけれども、50万円は助かると思いますので、その辺も担当者は、私はつけるのはしんどいと思います。時間もかかるし、いろんな手続は大変だし、しんどいと思うんだけれども、その辺も合わせて私はやってもらいたいと、

お願いかたがた質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　今ほどの古川議員のご質問ですけれども、毎年設置しているカメラは平成30年度より、通学路の安全を考える会において検討、設置を希望している箇所に毎年順次つけていっておりますが、議員おっしゃるとおり県の毎年行っています新潟県の地域の防犯力向上推進事業の補助金を使いまして、今後も設置のほう進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　４番。

議案書11ページです。同じく防犯カメラ設置工事費1,732万3,000円の増額に関してでございます。

今回、専決処分でこの予算が専決処分された訳ですが、地方自治法に専決処分に非常に厳しい制限がされております。今回の専決処分に関して、地方自治法に照らし合わせて、どういった項目が該当して専決処分をなされたのか、質問したいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　今ほどの丸山議員の専決処分の理由ということですけれども、村のほうで、今回、防犯カメラの設置工事については、先ほど村長も申しましたとおり、短期間で行う必要があるということで、専決を行ったんですけけれども、理由としては、村の財務規則のほうに載っておりまして、財務規則の第141条の第３項の第２号及び第３号ということで、こちらの第２号の、その性質または目的が競争入札に適さないものであるということと、あとは緊急な必要により競争入札に付さないことができるということで、今回、入札ではなくて随契ということで、早急に設置のほうをさせていただいて、専決でさせていただいております。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　すみません、私ちょっと聞き方がうまくなかったのかもしれないですけれども、地方自治法で、専決処分をするに当たって、要は議会を招集する時間的余裕がなかったとかそういったいろんな条件があるとは思うんですけれども、今回、防犯カメラ設置に関しては、マスコミ報道されたのが10月４日でありました。10月４日付の三條新聞さんに詳細が記載をされました。

その中で、その報道によりますと、台数と設置場所の概要が載っておりました。その記事によりますと、弥彦公園内に防犯カメラを設置する計画もあり、公園内においては紅葉のシーズンに間に合うように10月中に設置をするというふうに記事が記載されておりました。

実際、今現状、施工の状況ですとか、進捗の状況というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　丸山議員のおっしゃるとおり、今の施工状況ですけれども、弥彦公園につきましては、10月11日から全国の旅行支援が実施されるということと、またライトアップが10月29日から始まるということで、観光客が昼夜を問わず訪れるということがありますので、また混雑も予想されますので、観光客に安全と安心に散策していただけるように早急に設置をさせていただいて、現在は公園のほうにつきましてはもう設置が完了しております。

また、東部地区につきましては、先ほど村長が申しましたとおり、年内にということで既にもう契約を終わりまして、作業のほうに取りかかっている状況でございます。年内には完了する予定となっております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員、３回目です。

○４番（丸山　浩議員）　現在、通学路についている防犯カメラでございますが、平成30年度に８台、31年度に５台、令和２年度６台、令和３年度５台、令和４年度に６台を設置したということでございます。この防犯カメラに関しては、通学路の安全を考える会さんの要望の場所、ここに設置してもらいたいという希望の場所を考慮して防犯カメラを設置したというふうに聞いております。

今回の防犯カメラ設置に関して、公園は別として、東部地域に設置をするということですが、矢作、峰見、美山、大戸、川崎、各地区の住民の方等との、区長さんでしょうか、等との場所の選定の打合せ等は行われたのでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　ただいまの質問でありますけれども、議員がおっしゃるとおり、各場所の設置につきましては、区長さんのほうにお願いいたしまして、役員やＰＴＡの方とも相談した中で設置のほうを、要望を決めていただきまして、一緒に我々と業者と現地のほうで区長さんとともに現地の要望箇所を回りまして、位置のほうを決定させていただいております。

○議長（安達丈夫議員）　３回終わりました。重要なことであれば。

○４番（丸山　浩議員）　ちょっと今のに関連してなんですけれども、よろしいでしょうか、１件。

○議長（安達丈夫議員）　どうぞ。

○４番（丸山　浩議員）　区長さんと地域の住民の方と打合せをして場所を決めたと、選定をしたということですが、その防犯カメラを設置する基準ですとか優先順位とかというものは、行政側のほうからで示されたものなんでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　設置の基準でありますけれども、弥彦村内のほうでいろいろ、空き巣ですとか、放火の事件ですとか、警察のほうからも時々そういった被害を聞きますけれども、そんな中で、今回、特に防犯上危険と思われる箇所、弥彦公園については駐車場ですとか、公園の入り口付近でありますし、東部地区については主に住宅への近い主要道路ですとか、あとは住宅地

に入る入り口付近などを基準として設置をさせていただきました。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　今ほど丸山議員からもございましたけれども、平成30年度から主に通学路に防犯カメラの設置が行われてきました。これまで事件が発生し、警察の要請に応じて映像提供をしたような事例はどれぐらいあったのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　ただいまの本多議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度から設置をしてきているんですけれども、これまで事件が発生して警察からの要請に応じて映像の提供をした事例ですけれども、６件ほどございます。内容といたしましては、主に放火ですとか、窃盗、それから交通事故、それと掲示物等へのいたずらになります。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

それらと、このたび大戸のほうでいろいろなことがあって、村長が早急にやらなきゃならんという判断をされたということなんだろうと思いますけれども、それでは工事といいますか、先ほど伺っていますと、工事業者の選定は、特殊な、今までの業者を使ってやったということで、その業者を優先で随契をやったということで伺いました。

これでちょっとお伺いしたいんですけれども、村長、村中に至るところに防犯カメラができることによって防犯の抑止ができるというのがまず第一なのかと思うんですけれども、逆に観光地であるがために、あちこちに防犯カメラがあったりして、弥彦は何だか逆の、監視といいますか、住民感情といいますか、そういうことも考えられるのではないかと思うんです。

あまりにも防犯カメラがあって、弥彦ってこんなに、逆に弥彦というのはこんなに物騒なところなんだかとか、そういったこととか、住民感情としてはいつも監視されているような気がすると、そういう意見を言われる方もおります。そういうことに対して、それ以上に防犯の抑止等を優先されているのだろうという考えかと思うんですが、村長、その辺のところをどのようにお考えかお聞きしたいと思うんですが。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　お答えします。

勘違いされているんですよ。この防犯カメラは事件があったときしか誰も見ることができない。しかもこれは警察だけです。常時監視して、人をウオッチングしている訳ではありません。事件のときだけ、その事件を解決するために警察だけが見られる仕組みになっています。

今、議員がおっしゃるように、常時監視して、自分たちの私生活が監視されているというような、そういうことは一切ありません。今だかつて私も心配でした。村民の皆さんから、そこまでやると、何か自分たちが監視されるような気が、何か苦情が来ないかと聞きましたら、一件もありません。理由は、常時監視している訳ではないということだけです。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　分かりました。

私、そのような意見を伺ったということでございますので、それでは防犯カメラのこの入札につきまして、随契でやるということでありましたけれども、一般に随契というのは地方自治法から定められていまして、施行令等もあって、随意契約として130万円を超えるもの以外のものという規定があるかと思うんですけれども、はるかにこれは高額な形で随契をされておりますが、先ほど競争入札に適していないという判断も言われましたけれども、その辺のところの見解をどのように考えておられるのかお聞きしたいんですが。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　今回の随契については、随契理由、財務規則にルールがあります、130万を超えるものについては一般競争入札が原則かと思いますけれども、当然緊急性のあるものについては随契も認められているところであって、今回、弥彦公園については10月末までに設置をする、東部の30台については年内には設置をすると、そういった緊急性があったので、今回随契にしたということであります。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員、３回です。

○９番（本多隆峰議員）　緊急性ということに対して問題があります。10月の初旬にもう三條新聞に載っておりますし、ここまで、この議会まで専決処分の報告をしている訳ですから、十分に検討なり、時間もあったと思います。そういう意味では、緊急というのはあまりにも、小学校の防犯カメラについては、１年ごとに６台とかそういった感じで進めているのに、急に三十何台もやるということは、そんなに緊急性を要したものなのかどうか、その辺の判断というのは何をもって緊急性としたのか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　議員、この監視カメラを見られましたか。実際に見ましたか。

〔「見ましたよ」と言う人あり〕

○村長（小林豊彦）　どこが違うと感じられました。

〔「どこが違う……」と言う人あり〕

○村長（小林豊彦）　何を見ているんですか。今までのカメラは全部電柱なり電話柱にあるんですよ。その認可するためには半年以上かかるんですよ。それを緊急にやるためには専用のポール、私が今言ったのはそういうことなんですよ。全部専用のポールです。専用のポールでそれやりましょうと言ったのは、今のこちらが指名した業者だけです。それだけの今まで経験があるからなんです。今まで従来どおりに監視カメラをつけようと思うと、電柱なり、先ほど言ったようにＮＴＴさんとか東北電力に頼むと３か月は間違いなくかかるんです。それを回避するためには、専用のポールをやって、その知識と経験がないとできません。それで業者を選定しました。

○議長（安達丈夫議員）　このほかに質疑ありませんか。

那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　３番。

同じく防犯カメラのことなんですけれども、設置された理由はもう十分理解できましたし、私も必要なのかなとも感じておりますので、それについては何ら問題ないと思っているんですけれども、今までとは違って相当の台数のカメラを設置されましたし、先ほど村長さんも言われていましたけれども、専用のポールも立てられるということですけれども、それなりに、今回相当の金額も発生している訳ですけれども、カメラがずっと永遠に使える訳ではありませんし、耐久年数などあるかと思いますが、数年後また修繕や買換えなど同じぐらいだけの予算が必要になると想定されるんですけれども、そこら辺まで想定されてはいらっしゃるのかなということだけお聞きしたいなと思いました。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　今、那須議員のご質問は大変ごもっともなことであります。私どもそれを危惧しておりますけれども、まず、今回はそれよりも住民の安心・安全、犯罪抑止というところを最重点に置いて設置をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思いますし、ただ機械なので、一気に壊れるかもしれませんし、徐々に壊れるかもしれません。その辺また、そのときの財政状況に応じて修理、交換をしていくというふうに考えております。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　それであれば十分理解できます。

あと、設置して終わりではなくて、先ほど、一番最初の小熊議員の質疑の答弁の中で、業者さんより保守管理も年に２回行われているみたいな話があったんですけれども、そのメンテナンスとしても業者任せだけじゃなくて、村として設置をした訳ですし、防災課としても防犯カメラとしてちゃんと機能しているかなど、そういったメンテナンスというよりも確認ですよね。どうしても何でも経年劣化すると思いますし、ポールも交通事故とかで倒れる可能性もありますので、そういった設置した場所は必ず確認作業することなど等は計画されていますでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　今ほどの那須議員の質問ですけれども、業者任せだけではなくて村としても確認をしてくださいということですけれども、現在、先ほども小熊議員のご質問にもありましたけれども、既設のものについては経常的に、ほこりがついたりとかして、高所作業車で年２回点検をして、どういうふうに映っているかという、クモの巣が張ったりとかそういったものを取ったり、ほこりをはらったりとか、そういった点検をしていただいて報告をいただいているんですけれども、今回設置するカメラについては、年１回でできる点検が可能、基本的には年１回という点検を計画しております。

業者のほうからも、年間、毎年点検後に、写真でこのようにしっかり映っていますとか、時刻を調整しましたとか、そういったようなものをきちんと報告を受けておりますので、こちらのほうもしっかりと村として確認をして、ちゃんと動いているかどうかというものを確認していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　そのほか質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑ないと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略することについて採決をいたします。

お諮りいたします。本案件は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に反対の方の発言を許します。

樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　私はこの案件に対して反対討論をさせていただきたいと思います。

今回の案件は、大戸地区における嫌がらせ被害が報告されたためというふうに担当課長さん、それから村長さんのほうから、今、お話を聞きました。同様の被害を拡大させないために、新興住宅地の多い東部地区を中心にと、今まで防犯カメラを設置してきたことということもお聞きしました。

私は、警察当局への通報が一番やらなければならないことのような気がいたしております。まずは被害の実態を周辺住民に公にして、それから警察当局との協力で被害の防止を最優先に考える、このことが一番重要なことだと思っております。

そして、その結果、防犯カメラをつけるとかいろんなことが考えられると思います。緊急な案件ということはお聞きしていたんでございますが、今回の工事について、地元にも区長さんが何人かおる訳でございますけれども、報告とか十分な説明等がなされてはいないのではないかというふうなことを私はお聞きしております。

先ほどの防災課長さんの説明で、業者選定の件は分かりました。それで、今ほども先輩議員さんたちの同様の質疑の中で、防犯カメラは設置したら終わりでなく、絶えず防犯カメラとしての機能をしているかどうかの確認が必要だということもおっしゃっていました。全くそのとおりだと私も思います。

地元業者さんが、これから何らかの関わりを持てないかということをもう少し村のほうで配慮をしていただきたかったなということが、私は思っております。地元の業者さんであればこそ、ご自分の設置した機器、それからメンテナンスをしているということで、そこを通るたびに気になることだと思います。実際に例を申し上げますと、私の住む麓地区での消雪パイプのお話でございますけれども、その業者さんは村担当課から依頼がなくても、ご自分の施工した機器設置が正常に作動しているかを絶えず気にしておられます。見回りを欠かさず行っておりました。その

結果、冬場における不具合は最小限に抑えられ、私も麓に住んでおるんでございますが、住民は本当に感謝をしています。

当村で商売をしておられる業者さんですけれども、皆さん方全員が自分の施工した工事場所であれば、そこを通るたびに気にしておられるのかなと私は思っております。それだけ地元愛に満ちたお方ばかりだと、私は商工会勤務時代から思っておりました。

それで、先ほどの先輩議員のお話の中でもあったんでございますが、何らかの形で地元の業者さんが関われた方法はないのかというふうなことを、私はもっと村当局に考えてほしかったなということでございます。議会を開くいとまがないなどで済ませてしまう、1,700万円もの金額ではないと私は思います。

私をはじめ、先輩議員も５分、10分あればここまで駆けつけられます。何らかの急用がない限り、それが議員であり、議員の務めであると私は思っております。これを専決で済ませるのは、私はちょっと納得いかないかな、もう少し私ども議員を招集して、このことをいち早く、こうなんだよと、だからこうしなきゃいけないんだよというふうなお話でも少しでもあればよかったかなと私は思っております。

専決にした理由は、総務部長さん、防災課長さんから、それから村長さんからも詳しくお聞きはしましたけれども、これを私はでも専決、幾らそういうこともできるんだということがあっても、私たち議員は村民の負託を得ておりますし、こんなことで、私はこの案件については納得することができませんので、私は反対をしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　次に賛成の方の発言を許します。

板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　事前に通告してありませんが、よろしいですか。

○議長（安達丈夫議員）　はい。

○６番（板倉恵一議員）　今ほどの意見を聞いていて、私もなるほどなというところもあります。

ただ、麓のほうにいろいろな事件があった、でも今回のきっかけになったのは、やはり東部地区であるお宅で嫌がらせ、それから、ともすると人身にも危害があったのかなという部分もあります。その部分では緊急性を要したのかなという部分で分かります。それと、専決という部分についてもある程度は理解をしております。

私的に別の角度からちょっと意見を申し上げたいんですが、私は今、日本創作療法学会という精神的な学会、心の病を治す学会に入っております。今、そこの理事をやっておりますが、その中でひきこもりの方がおられます。窓の近くにも近寄れないという方が多々あります。弥彦村の中にもひきこもりの方がおられます。それらの方が、防犯カメラが街の中につけられたという中で、そういう方が外に出られるようになってきたという話もうちの学会の中では報告があります。

そういう中では、やはり防犯カメラは必要である、ましてや今回の東部地区の話も聞いております。そういう中では、私はこれはやはり大事なことではないのかなという部分もあり、今回の

ことについては賛成の意見を表明したいというふうに思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに反対の方いらっしゃいませんか、討論。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　続いて、賛成討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

承認第７号について起立によって採決をいたします。

報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（安達丈夫議員）　起立多数と認めます。

したがって、承認第７号は報告のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩といたします。再開は11時20分といたしますので、ご協力をお願いいたします。

（午前１１時０７分）

○議長（安達丈夫議員）　再開をいたします。

（午前１１時２０分）

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第８、承認第８号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第３号）について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案件は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略することについて採決をいたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

ただいま議題となっております承認第８号について起立によって採決をいたします。

報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第８号は報告のとおり承認されました。

次に、日程第９、議案第56号　令和４年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第２号）について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略することについて採決をいたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第56号について、起立によって採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第57号　弥彦村図書館オーダーメード家具購入契約の締結についてを議題といたします。

ご質疑はありませんか。

本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　９番。

このオーダーメード家具、プロポーザル実施要綱というのがあった訳ですけれども、10月26日に提案書を締切りし、10月28日にプレゼンテーションを実施すると公表されておりました。その中で、村内の参加資格者という中では、弥彦村村内事業者で過去に家具製作、木工製品の製作業

務実績があることと条件づけられております。まず、それにつきまして、村内では何件、これに該当する業者がおられるのか、それをまずお聞きしたいというのと、このたび、その決められた選定業者について、どうして選定したのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　では、今ほどのご質問にお答えいたします。

村内でその実績のある業者はどれぐらいかということでございますが、こちらのほうで想定しておりましたのは、村内の建築業者、また、家具の業者、このあたりは対象になるのではないかと思っておりました。

そして、実際に参加してきた業者というのは１件でございました。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　９月５日の全員協議会で、模型のテーブル等を見せていただきました。多分、その業者が落札というか、決まったのでしょうかね。それがまず１点と、その提案金額も示されておりました。その提案金額というのはどのような根拠で提示されたのか、その辺のところをお伺いしたいんですが。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　今ほどのご質問でございますが、事前に金額等をこちらのほうで検討するに当たり、その村内の事業者と事前に協議はしてございました。その過程で出てきたものが、前回の委員会等でこちらのほうから示した模型等でございます。

そして、その金額についてでございますが、実際に導入する家具そのものについては、点数は非常に多くなります。一品一品、全てこちらのほうで参考見積りを取ったりして検討いたしました。中には既製品のもののほうが有利だったり、実際にオーダーメード家具にしたほうが有利だったりというものは全て一品一品異なりますので、これについてはこちらのほうで慎重に協議して金額の積み上げをいたしました。

そして、前回の委員会において金額をお示しいたしましたが、恐らく前回お示しした図書館資料１というところに書いてあります数字のことだと思いますが、若干ですけれども、そのオーダーメードにするものと既製品にするもの、こちらのほうの組替えを、設計者の意向とかがありまして、中で選定し直した分がございます。それで前回の資料よりもちょっと金額が変わってしまったというところはございます。そして、積み上げた結果、提案金額というのは1,970万円、こちらを上限とさせていただきました。

そして、先ほどちょっと答弁し損ねたんですが、今回、プロポーザルにおいて審議いたしました。そして、審査委員８名で審議したんですが、全てこちらのほうの要求を求めておりましたので、その１者を選定したものでございます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　その見積り根拠となったオーダーメードですので、どういうようなものを幾らかかるかというのは一品一品算定しなきゃならんと思うんですけれども、そういったものを積み重ねしてということですけれども、その価格算出においては、先般この模型を作っていただいたその会社が参考価格として挙げたということで理解してよろしいですか。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　一品一品、参考価格、参考見積りとしていただきました。そして、先ほどお答えしましたが、既製品のほうも似たようなものがあったりしますので、それと比較しながら検討いたしました。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　業者選定におきましては、これが非常に私ども、先般も他の議員からも指摘したと思うんですけれども、あまりにも高いんじゃないかというご意見がありました。

そういう中で、今、１者のものがベースとなって算出されたというお話ですけれども、これは村内業者に限ると書いてあると、もう１者か２者しかないと思う訳です。それでプロポーザルをやって理想的なものができたんだからいいじゃないかというお話になるかもしれませんけれども、新潟県内においては非常に有名な家具作りの産地もありますし、広くプロポーザルに参加していただくという考えはもともとなかったのか、あったのか、それを最後に聞かせてください。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　このたびのその業者選定の範囲でございますが、まずは村内事業者、こちらの育成というのが第一として考えておりました。そして、もしその入れてもらった家具について不具合等があった場合、すぐ対応してくれるところというのはやはり近場、村内の事業者であろうと思いまして、今回、村内という範囲に限定させていただきました。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　１番、樋浦。

今、本多議員の質問で、大体そのようなことが行われてきたのかなという想像がつくんですけれども、私は先回の議会にも出ておらず予備知識がないものですから、こういうことを聞いていいのかなとかちょっと不安でございますけれども、教えてください、お願いします。

どのような審査か、できればその審査の経過とか、そういったのを斎藤課長さんの分かる範囲でいいですので、少し私に知識を与えていただけますか。お願いします。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　では、今ほどの審査の経過ですけれども、まず、提案をしてきた事業者というのは１者でございました。１者でございましたけれども、当初の予定どおりプレゼンテーションを実施して、審査会を行いました。そのプレゼンテーションの中においては、その事業者

から今回の提案に当たる詳細な説明をしてもらって、そして見積金額等の積算根拠なんかもお話をいただきました。

その後、こちらからの質疑応答を加えて、それを終えてから審査に入った訳でございます。そして、その審査会の委員のメンバーですけれども、先ほど８名とお伝えいたしましたが、８名、設計の方、それから図書館の委員のメンバーの方、そして総務課のメンバー、合わせて８名での審査を行いました。審査においては、そのメンバーにおいて協議、討論をして、項目を取りあえず10個に分けて、10項目において点数づけをいたしました。そして、点数づけをしてトータルの点数を出して、最低のラインというものを設けておりましたので、それはクリアしたということで、今回選定いたしました。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　そうすると、これは入札とかではないから指名審査委員会とか、そういった方々のメンバーは入っておらなかったということですかね。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　指名審査委員の皆さんには、このプロポーザルをやりますという了承と、あとはこのメンバーで審査しますという了承はいただきました。その審査委員のメンバーとは違うメンバーでの審査を行いました。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　あと、想定１者というのは、委員さんの方も、課長さんも想定されていた数でしたか。もっと、どのぐらい弥彦村でそういう方がおられるのか私は分かりませんですけれども、もし１者だったら、もうちょっと幅を広げて、そういったご意見は審査委員さんの中からは出ませんでしたでしょうか。

すみません、一問一答で申し訳ない。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　今ほどのご質問でございますが、確かに結果的には１者でございましたが、複数出てくることを、もちろんですけれども期待はしておりました。ただ、先ほども申し上げましたけれども、村内事業者優先というのと、今後の維持なんかを考えると村内のほうがいいのかなと思って、今回、村内限定とさせていただきました。

以上です。

〔「あと１個」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　はい、最後ですよ。

○１番（樋浦久夫議員）　９月の議会でしたっけ、この提案が最初に出たのは、そうでしたかね。そのときは、この予算が例えば2,000万円以下とか、3,000万円以下とか、そういうその目安の金額というのは出ていたんでしょうか。

また、その金額をこれ設定するときに、どのような、こういう業者がたくさんいれば、大体のこれぐらいのものを作ったら幾らぐらいになるかというのは分かると思うんですけれども、どのような根拠でその予算を設定なさったかというのをお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　まず、今回の予算ですけれども、その９月の定例会において提案させていただいたものでございます。

そして、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、その中で全員協議会のとき、資料を１枚、こちらから参考までに提出させていただいたんですが、その中において今回のオーダーメード、受注品になる分についてはおおよそ2,000万弱であるという数字は示させていただきました。

その数字でございますけれども、設計者を交えて、先ほども申し上げましたが、一つ一つ既製品またはオーダーメード、こちらのほうがいいのかというのを検討しながら積み重ねた結果が、先ほどの2,000万弱という数字でございます。

そして、前回９月定例会では、備品として総額七千数百万円の金額を計上させていただきましたが、残る分については既製品の導入になりまして、それは今後入札をさせていただく予定としております。

以上です。

〔「よろしいでしょうか」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　一言申し上げますけれども、厳正な議会運営をお願いします。３回までです。ちゃんと規則どおりやっていただきたい。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

それでは討論に入ります。

本案件は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略することについて採決をいたします。

お諮りいたします。本案件は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第57号について、起立によって採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（安達丈夫議員）　起立多数と認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第55号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）について質疑はありませんか。

丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　４番。

議案書の29ページです。農業振興費の委託料及び工事請負費の中の上下水道管布設工事費5,267万9,000円、先ほどの委託料の991万1,000円に関してでございます。

９月定例会で修正をされた金額と比べまして、委託料に関しては127万6,000円が増額されております。また、上下水道の水道管布設工事費に関しては1,267万9,000円が増額されております。その理由をお尋ねいたします。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　ただいまの丸山議員のご質問にお答えいたします。

まず、設計委託料のほうでございますけれども、加工場建設に伴いまして、上下水道布設等の工事費、これが増加いたします。それに伴って、設計委託料が増加したものというふうにご理解ください。

そもそもの工事費についてでございますけれども、９月定例会に提出しました議案では、加工場建設に関わる上下水道の布設工事費及び造成工事費で6,700万円を計上させていただいたところであります。その時点では、前提条件としまして上水道管、それと下水道管、これを一緒に埋設する計画でおった訳でございます。その後、燕・弥彦総合事務組合のほうから、一緒の埋設はできないという指摘をいただきまして、上水道管と下水道管の布設工事を別に行う必要が生じたということから、改めて燕・弥彦総合事務組合と弥彦村の建設企業課で協議をしていただき、費用を算出しましたところ増額になったということでございます。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　ということは、上水道の管と下水道の管が違うルートでいくということですか、それとも同じルートなんだけれども別々に工事をするということなんですか。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　私どものほうでは、概算設計としていただいておりますので、詳細設計のほうはまだ出しておりませんから、詳しいところについては答弁できないものでありますけれども、埋設幅が、上水道と下水道を一緒にした場合、その埋設幅のほうが変わってくるというふうに聞いてございます。ルート的には、上水道、それから下水道のほうにつきましては、詳

しいところは聞いておりません。

○議長（安達丈夫議員）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　29ページであります、上下水道の布設工事の関係で課長にお願いをしたいと思います。

物産物加工予定地で１日最大100ｔの水を使用するという説明がありました。施設内に貯水槽の建設を行い、夜間に貯水するという建物を建てるという形が、説明がなされております。先般もらった予定地の配置図を見ますと、面積が限られている中で100ｔの水をどのような形の中で建設をするのか、そのことがまだ説明がなされておりません。ただ100ｔの水の貯水槽を造るという話があっただけでありますし、また、私が思うには、先ほどありましたように、説明があったように上下水道の話が最初にあって、全部協議した中でこれが出てくればいいんですけれども、そういう中で全然なかったというふうに私は理解しています。そういう中で、また、その貯水槽の話が出てきておりますので、やはり拙速し過ぎて工事が進んで後戻りするような気がいたしております。

それで、今回、貯水槽の方法、どのような形の中で設置をするのか、そのことをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　ただいまの柏木議員のご質問に対してでありますけれども、貯水槽につきましては、加工場の建屋の地下に埋設をする計画になっております。加工場の建設計画でございますけれども、加工品の製造部門と、それからできたものを保管する冷凍部門、大きく分けますとこの２つに分かれます。冷凍のほうにつきましては、その地下に貯水槽を設置しますと、水そのものが凍ってしまうというおそれがございますので、要は製品の加工をするほうの部門の地下に埋設するようなことになろうかと思います。

100ｔの水量を貯水するためには、例えば水深を１ｍの貯水槽を設置しようとした場合は、面積的に100㎡の面積が必要になってまいります。その冷蔵庫以外の、冷凍庫以外の建屋部分で貯水槽を設置できる可能な面積につきましては約1,379㎡ございます。よりまして、十分に貯水槽100ｔの埋設工事は可能であるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　冷凍施設のそのほうの地下でやるという話であります。私もどこに設置するのかな、図面を見た場合、私の中では10ｍ掛ける10ｍで１ｍかなという中でくると、どこに入れるのかな、建屋の脇の駐車場のほうかな、それとも多分地下かなというふうに想定をしておりました。最初にやはりもっと事前協議が、私は必要ではないかなというふうに感じ取っておりますので、その点だけ今度注意していかなきゃ私は駄目だと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　６番。

29ページの６款１項４目16節の581万3,000円について、金額の根拠について質問をいたしたいというふうに思います。井田のこれは用地に当たりますが、弥彦村土地評価額が決まったと思うんですけれども、この金額の根拠についてお聞きをしたいんですが。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　ただいまの板倉議員のご質問に対してでございますけれども、９月議会でも１回ご説明しましたとおりでございますが、加工場建設予定地の新たな取得面積につきましては、2,906.46㎡でございます。内訳は、水田が2,792㎡、雑種地が114.46㎡となってございます。

取得単価を水田、雑種地とも平米当たり2,000円と設定させていただきまして、掛ける面積ということで用地取得費につきましては581万3,000円を計上させていただいたところでございます。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　私が知るところによりますと、井田の地権者と弥彦村役場との合意書が交わされているという中で、役場は今回の臨時議会で初めて我々に数字を提示する訳であります。

私が懸念しているのは、議会で承認していないことが、なぜ細かな数字まで地権者と話ができるのか、その辺についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　今ほどの件につきましては、恐らく認識の違い等も、こういった用地交渉の進め方のその私どもとの認識の違いもあるかと思いますけれども、当然、議会に出すに当たり、一定程度、地権者の方の合意も得ながら進めていかなければならないと思っておりますし、また、その際にやっぱりある程度の金額、用地費も進める必要があると思っておりますので、まさか幾らになるか分かりませんけれども、議会が認定したら買いますとは言えないので、ある程度の評価は提示する必要があると思っております。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　３回目ですので、これでやめたいとは思いますが、我々議会が承認する前にいろいろなことが今回の件で進められているのではないかというふうにちょっと懸念されましたので、今回の質問をさせていただきました。

村長は頭脳明晰なので、一を聞けば十を知るという方であります。でも、これも個人差があります。行政が、今これから何をやろうとしているのかについて、我々も生産者等にいろいろなことを聞きもします。そういう中では、もう少し議会の中で説明があってもいいんではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　ずっと最初、平成27年村長就任当時から、その話は言われています。途中から私も分かりました、そのとおりだと思いまして、できる限りの情報は議会にお伝えしてあります。

これ以上、どういうふうに説明していいか、私自身も分かりません。あとはいろんな情報のとき、皆さんがよくうちの職員をやって勉強会でやられます。しかも、議会として。うちの職員は、この際はっきりと申し上げますけれども、議会に対して奉仕するためのものではありません。村民に対して奉仕する組織なんです。もし、勉強会をおやりになるならば、自分でやってください。そのために政務活動費をお渡ししてあるんです。もし足りないなら、政務活動費を上げろと言っていただければ、十分にそういった対応をいたします。是非お願いいたします。

これ以上のことは、できるだけ私もやっておりますけれども、私がやらなくてもうちの職員がやっています。だけれども、これ以上のあれはなかなか難しいし、はっきり申し上げて、先ほど申しましたように、議会からうちの職員を長時間にわたって拘束するのだけはやめていただきたい。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員、いいですか。

○６番（板倉恵一議員）　４回目になりますので、手短にやりたいと思います。

確かに我々も政務活動費を頂いております。そういう中では、いろいろなところに調べに行っております。

今、議員10人おります。そういう中で、例えば農業振興課長のところに仕事を、邪魔ではないですけれども、いろいろな方がそれぞれに時間を費やして農業課長のところに行くと、農業課長の仕事ができないんじゃないのかなというような懸念もあります。それをまとめて勉強させてもらうというのも、聞くのも、また一つの手段かなというふうに思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　そのほか質疑ありませんか。

樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　１番。１点だけ、農業振興課長さんにお伺いをいたします。

上下水道管布設工事費は、企業会計でなく、一般会計での予算措置でありますが、完成後の管理は一般会計で行うのかですね。

予算措置であるがなぜかが１問目、２問目が完成後の管理は一般会計で行うのかが２問目でございます。よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　ただいまの樋浦議員のご質問に対してでありますが、まず上水道管の布設工事費につきましてですけれども、本管から分岐する部分、そこからメーターまでの管、それにつきましては、事業者であります弥彦村の自己負担にまずなる訳でございます。

下水管の敷設工事費も、加工場の建設予定地が下水処理区域外でございますので、事業者であ

る弥彦村の自己負担で自己管理を行っていただくというのが原則になります。でありますので、工事費につきましては企業会計ではなく一般会計となりまして、管理も一般会計で行っていただくということになります。

以上であります。

〔「完成後は」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　完成後は……

○総務部長（志田　馨）　今、完成後は鈴木課長が答弁したかと思いますけれども、完成後も一般会計で……

〔「になると、了解しました」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　農産物加工施設の土地利用について質疑をさせていただきたいなと思っております。

建設予定地の土地は、弥彦村特定環境保全公共施設、下水道施設の弥彦処理区域の区域外であります。今回の議案説明会では、下水管の敷設を行い、処理水が１日100ｔとすると、下水の処理水を流すと区域外の変更が必要であり、新潟県の協議が必要であるという説明がありました。

この認可申請をするとなると、どのくらいの日数がかかるのか、それをお聞きしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　ただいまの柏木議員のご質問に対してでありますけれども、加工場建設の予定地につきましては、ご指摘のとおり下水区域の計画外ということでございますが、区域変更を行わずに区域外流入として新潟県と協議を進めるというふうな計画でおるというのはおっしゃるとおりでございます。

この協議期間というのは、私も専門の担当課ではないということで、はっきりと何日もしくは何か月というふうには、まだ経験がないということでお答えできませんが、数か月を要するというふうに聞いております。

その県と弥彦村の協議内容が認められた結果は、今度はその許認可権が弥彦村に移管されるということで、弥彦村の判断で区域外流入が可能となるというふうに伺っております。

もし、その今までの事例等々で分かる課の課長がおったら、具体的な事例とか、報告、答弁をしていただければありがたいなと思っております。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　建設をするのに非常に早くやりたいという中で、今の答弁を聞いておりますと、認可を受けるのに数か月もかかると、やはりみんな後追いなんですよね。早めにどのくらいかかるのかというのを聞いて事業が進んでいくと思うんですけれども、今の答弁ですと、数

か月、これがはっきり分からないような答弁ですので、やはりちょっとおかしいのではないかなと、私は疑問に思っております。

非常に大事なことですので、やはりそういうのは事前に県のほうに聞きながら、申請が、議会が可決したらすぐに出せるような状態の中で進んでいかなきゃ私は駄目だと思っている。やはり、聞いた中で数か月というのがはっきり分からない訳ですよね。そこの中で工事を急げと言われても、それは私としてはちょっと納得ができないなというふうに感じ取っております。

○議長（安達丈夫議員）　答弁はいいですか。

〔「あれば」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　答弁。

農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　その数か月というのは、県のほうに確認しての回答なんですけれども、協議の内容、もしくはその上げる計画の内容によって日数が異なる。それから、県のもちろん担当者、こちらの担当者等とのやり取りによって、それが例えば１か月なのか、２か月かかるのかというふうには、案件ごとに異なるというふうな理解で私のほうはおります。

いずれにしましても、はっきりとした、明確な、何か月、何日というものが回答できないというのはおわび申し上げます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　土地の売買成立後、造成工事を行い、上下水道を設置していくということであります。この件につきましては、村が新会社に貸し付けるとのことでありましたけれども、本体建屋や冷凍施設、加工設備については村が建設するのか、それとも新会社が建設するのか、まずそれをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　では、本多議員のご質問に対してでございますが、まず加工場建設の事業につきましては、新会社が行うということを想定しておるところでございます。村とその新会社の間で行う計画につきましては、土地の貸借契約だけになります。加工場建設予定地につきましては、村が用地の一部を新たに取得し、その後、上下水道管の布設などの用地造成を行った後に、新会社に土地を貸し付けるということになります。貸付金額につきましては、村の規定に従いまして、平米当たり年額で191円、年間の貸付料は、4,877.46㎡でございますので、93万1,595円を想定してございます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　ちょっと聞き逃したんですが、上屋のほうの建屋とかそういうものは、全て新会社とその出資者による、新会社ができてその次にまた新しい会社をつくるという二段構

えでいくかと思うんですけれども、その新会社を含む次の会社が段取りをして、資金も自分たちで調達してやると、そのように理解してよろしいですかね。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　建屋及び建屋内の設備、それにつきましては新会社が資金調達をして自己資金で行うと、村が費用を負担するものではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　そもそも、先ほど総務部長がお話ありましたけれども、用地買収については、多少の見解の違いがあるというような言い方をしておりましたが、議会で議決を得ないうちに、どこまで用地買収について行政がやっていいかということがちょっと問題になるのではないかと思うんです。本来であれば、議会が議決した後で様々なことをやるべきでありましょうけれども、行政サイドでは前もっていろいろな手当てをしておかなければならないということのように、先ほどの話で受けました。

ですから、私ども思うには、どこまでやっていいのか、悪いのかというその判断はそれぞれだと思うんですけれども、議会としては議決がないうちにそんなことをしてはならんのではないかと、そのように思う次第でございます。

同意書まで交わしているということになると、一種の契約ですね。そういうことになると、大変な話じゃないかと、私は重く思っております。その辺のところを総務部長、もう一度お願いします。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　これは私のほうからお答えさせていただきます。

経済事案というのは、本来これは役場がやるべきことではないということは、私承知しています。役場は国の法律の執行機関であって、その枠内からはみ出さないという、従来の弥彦村役場は全てそうだと、ほかの市町村も全てそうです。経済行為そのものに対して、これは行政ではないんですよ、役割は。これは農協さんなんです。農協さんかあるいは自己でやるべきことなんです。ただ、それをやっていると、その弥彦村の農業改革ができないという、私の判断で踏み込みました。

経済行為、特にマーケットを相手にするとなると、自己完結型の行政ではできません。あえてそこまで踏み込んでやらざるを得ない。それは私の判断なんです。そうしないと弥彦村の農業が新たな展開を迎えることができないということです。

従来どおりやろうと思えば、農協さんに全部お任せして、農協さんの、これはもうはっきり副会長に申し上げていますけれども、今のようなやり方をやっていると、今のようなやり方というのは、農家から預かって、枝豆を預かってそれを市場につなげるだけ、市場がこれ乱高下しようが、それは自分は関係ないと、ただつなげるだけ、そのやり方をやっていたらいつまでたってもうちの農家の方たちは、ああいう市場に出すような商品については乱高下の影響を受けます。そ

れは本来的には、農協さんがやるべきことなんです。だけれども、それをやっているとうちの農家の人たちが、跡継ぎが出てくれるような農業はまず無理だという私の判断で一歩踏み出してやっています。

くどいようですけれども、経済、マーケットを相手にするときは、自分たちのように自己完結型の行政では対応できないんです、間違いなく。うそだと思ったら、自分でやっていただければいい。そのために、私自身が大阪、東京の仲卸、頭を下げまくって、とにかく弥彦の枝豆を扱ってくださいと、要するに扱うに当たっては取引先のスーパーさんに弥彦の枝豆の棚をつくってくださいと、スペースを。そこから始めなきゃ駄目なんです。そのときに、スーパーが言うには実際の棚を、じゃこの期間だけ絶対ちゃんと品物を保証してくれますかと、そこから始まる訳。そのためには、ある程度の冷凍加工工場が必要なんですよ、鮮度が落ちますから。そのための事業なんです。

ですから、従来の行政にとっては、皆さんから違うじゃないかということはあると思いますけれども、これは特殊です、はっきり言って。本来は行政としては踏み出してはならないところなんです。踏み出してはならないということは、踏み出しても何にもできないからです、自分では。だって、マーケットは、弥彦村のため、ほかの自治体のためになんて動いてくれませんから。その中にやろうと思うと、今までの行政の枠を超えざるを得ない。それが弥彦の農業の新しい農業をつくるには絶対に必要だと、私は固い信念を持ってやっております。それはご理解願いたいと。

○議長（安達丈夫議員）　はい。

○総務部長（志田　馨）　今回、所有者の方と合意なりを得ていることについては、これは議会において用地の取得の予算が可決された後に、土地の売買契約を締結することを結んでおります。

更に言うと、今回の議案説明会の資料の２でしたでしょうか、農業振興課のほうから建設用地のほうが示されております。ここを示された段階、示す前においては、当然所有者の方にここを売ってほしい、そういう内諾を得てからでないと当然示されないと思っております。示した後に、その所有者の方が反対ですと言われては事業が進みませんので、事前にこういう事業を説明しつつ、ここでやりたいと、所有者の方にもここのほうの、当然議会の議決を得た後に売買をしてくださいというふうに言っていますので、その辺は問題というか、事業の進め方としては正当ではないかというふうに思っております。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　最後にいたしますけれども、今ほどのように、この加工、村長は踏み込んだことをやるということでございますけれども、意気込みやお話は大体分かったんですけれども、実際シミュレーションをして、数字的にこういう経過であるとか、これをやればこういうふうになって、これぐらいの利益が見込まれるとか、そういったことが全く今まで提示されていない訳ですよね。

それで、私でなければならないというようなことでやる訳ですけれども、もともと私なんかは農業をやっておりますけれども、例えばいろんな経験を積んできて、第６次産業化をする、自分

の今までの経営に対してプラスアルファの６次産業化に踏み出そうと、そういうことであれば、まだ経験値とか、市場価格とかそういうものも十分分かった上でやれる訳ですけれども、村長の場合は先見の明があるんでしょうけれども、これは先のほうから農家を今度巻き込んでやるということになりますね。

そして、根本的に枝豆事業、今の関係、加工事業も含めてですけれども、これは農家の後継者につながると言われますけれども、それもちょっと疑問なんですね。これだけ農家の方々に後継者がいないのは様々理由がありまして、業績が上がって収入が増えれば農家をやりますとか、そういう簡単な話ではないかと思います。

そうはいうものの、少しでも所得が増えれば後継者も育つだろうという見込みでやっておられるんでしょうけれども、実際、この事業をやって、具体的に私ども議会に、こういう見込みがある、こういうシミュレーションをして、これぐらいの利益がある、そういう話を今まで一度も聞いたことはありません。そういう中で、私どもに認めろとか、この事業をやれとかということを私どもがどうやって判断できるかということなんですよね。それで、勉強会と先ほど言いましたけれども、そういう説明会をしてほしいというので、先ほど板倉さんが言った訳であって、これは理事者側の義務ですね。議会に対して上程する以上は、議会に対して説明するのは当たり前の話であって、自分の職員を使うななんて言われるのは、そんな暴言なんてあったものじゃありませんよ、これ。

私どもは、ただ、自分が勉強不足だから勉強する、そういう意味じゃなくて、理事者側が提案するその内容について、いま少し説明をいただきたいと、納得できないことがいっぱいありますから、そういう意味で勉強会という命名で理事者の課長さん方にお願いしているだけでありまして、早い話、説明不足ですね、この事業は、その辺のところを、私どもが納得できるような内容を提示していただいて、それから、やる、やらないを決めると。この物件に関しては本末転倒ですよ、はっきり言って。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　これ私が枝豆やろうと思ったのは、何回も議会でも申し上げていますけれども、一つは、村越輝虎さんから、35万だったら十分できると、10ａ当たり。実際に輝虎さん60万稼いでおられる。その実績があるですよ。私は何にも頭で考えて言っている訳ではありません。

それからもう一つ、機械化ができることと、それから反収当たりが、今、米10万でしょう。それが平均で35万、歩留りが７割いけば60万以上の収入があると輝虎さんが、あの方が、今、弥彦村で枝豆の専業農家で一番の経験者、その方からお聞きして私はやっています。

全く訳の分からないのに村の人たちを引っ張るなんてできる訳ないじゃないですか。これは強制ではありません。これは強制ではあくまでない。こういう農業ありますよと、できればやってくださいよと、それは米だけ作って10万の反収でやったらどうなるんですかと、それを言っただけの話。選ぶのは農家の方。

それから、今の本多さんの議論を聞いていると、おもてなし広場を造るときと同じですね。要

するに、こんなのは１か月したら、半年したら駄目になるわ、誰が来るのと、どうやってあそこがちゃんと繁栄する、活況になるのと、議会で私、あなたから何回も聞いている。現実は、見ていただいていると思いますよ、あなた３年後のときも、私の目では人が増えていませんとはっきり議会でおっしゃった。

今、どうですか。私は、今、この間のえだまめまつりのときに、これうちの弥彦村かとびっくりするぐらい人がお見えになっている。それはあの拠点をつくったからです。首を振っておられるけれども、現実問題、行って見てください、今日でも。

先ほど申しましたように、経済行為というのは待ってくれないんですよ。弥彦村の農家は待ってくれないんですよ。マーケットの中でシェアを取らなきゃ、弥彦村が。そのためには何が必要か、それは私の知見と、今までの経験と、あるいはこれをやったら絶対にやり遂げられると、その自信がなくては、こんなの村の村民を引っ張っていこうなんてできっこない。しかも、それだけではなくて、ＪＡ、今、かがやき農協とも、会長、副会長とも協議して、何かあれば電話でお聞きしたりして、小林さん、いけると、とにかくうちもやりたいけれども、なかなか図体がでか過ぎてできないと、全面的な支援をいただいています。うそだと思うなら電話してください。

そういうことでやっているので、議員が言うように自分だけの考えで、思いつきだけでやっている訳ではありません。ご理解いただきたいと思います。

〔「議長、いいですか」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　本多議員、最後になります。

○９番（本多隆峰議員）　最後に一つだけ、私は農業がよくなるためであれば、何で、私は農業やっていますから、だけれども、お米は、お米と枝豆を比べること自身、どうかなという問題もあるんですね。労働力が全然違うんですよ、枝豆とは。

それと上手に、村長、おもてなし広場のこととすり替えられましたけれども、そんなことを私、今、議題としている訳じゃないし、問題は、この議会は村長の提案に対して、判断しないと駄目ですよね、やりましょう、やりませんという、その資料があまりにも希薄過ぎるのではないかと。ですから、今、村長、待ってください、村長がそのように言われるのであれば、もっと私どもが安心して住民にお話しできるように、そういった内容を提示していただきたいと、それだけのお願いでございます。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　勉強会ですけれども、さっき言いましたように、うちの農業振興課の職員、上を全部拘束してという、やめてくださいと言いました。それは私に言ってください。私に出てきてちゃんと説明しろと言ってください。私はいつでも出ますよ。いつでも私が出てきますよ。この件について一番知っているのは私ですから。私に言ってくれればいつでも喜んで、私が拒否したことがありますか。皆さんが来いと言えば、一番暇なのは私かもしれない。直接村民とはないから、言っていただければいつでも行きます。

だけれども、村民の、今、職員の皆さんは直接村民の接点なんですよ、窓口なんですよ、だか

らそれを長時間拘束するのはやめてほしいと言っているだけで、勉強会をやりたかったら私を呼んでください。

○議長（安達丈夫議員）　どうですか。

〔「資料提出は……」と言う人あり〕

○９番（本多隆峰議員）　より分かりやすく……

○村長（小林豊彦）　今まで、要するに、全部をガラス張りにしますよ、最初の平成27年の村長選挙のときに言っています。今はもう全部、よほどのことがないと、例えばプライベートだとか、あるいはこれをやったら事業がうまく進まないということを除いては全てオープンにしています。

私は、これまずいから村長やめましょうと言われたときに、まずいから出さなきゃ駄目なんだというのが私の基本的な姿勢です。

〔「議長、最後ですがいいですか」と言う人あり〕

○村長（小林豊彦）　やめたほうがいいんじゃないですか。

〔「私、議長に聞いているので。お願いします」「議会は厳正なる……」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　いや、これでやめさせてください。

討論の場じゃありませんので。

そのほかに質問ありますか。

〔「質問なんですけれども、質問なんですが駄目ですか」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　じゃ、質問、最後に許します。

○９番（本多隆峰議員）　ありがとうございます。

これが一番問題なんですけれども、１月の村長選が控えております。先般も私お話ししましたように、万が一ですよ、村長が、結果、そういうことじゃなくて、この結果次第でこの方針も、またこの案件も変わる可能性がありますよね。現時点で、例えば私どもが賛成して工事が始まった場合、新しい、失礼な言い方、村長の前で失礼なんですけれども、政権が替わった場合、今までかかった部分どうすればいいんでしょうかという話になる訳ですよね。政策が変わった場合。

ですから、私が言いたいのは、言いたいんじゃなくて、質問ですけれども、１月の村長選終わってから本格的に取り組むという形のほうが、皆さん納得できるんじゃないかというお話なんですが、村長のお考えを伺います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　先回の議会のとき、本多議員からそうありまして、私も基本的には、１月末だから、期間がないからやればいいなというふうに思いました。多分、答弁では言ったと思いますけれどもね。だけれども、間違いです、大間違い。

首長の権限というのは、そんな生易しいものじゃないんですよ。古くから言えば、鈴木俊一東京都知事が東京万博をやるときに2,000億円の金をもう既に支出した。だけれども、選挙で青島幸男さんが、無駄遣いだと、当選したときに2,000億円を全部チャラにしたんですよ、どぶに捨

てたと。私自身を振り返ってみますと、私自身も平成27年に村長選に出たときに、平成の湯治場は、あれは駄目だとはっきり申しました。村長になって全部破棄しました。

首長というのはその権限があるんですよ。どんなにやったって、首長が駄目と言えばそれでおしまい。だから、私がどんなに進めたって、さっき言った2,000億ほどじゃないけれども、自分で、次の首長が出たときにやめられたら、それはしようがない。選挙というのはそういうものなんです。それを分かっていて村民の皆さんが投票される訳。

首長というのは、私もなってみて分かりますけれども、物すごい権限を持っています。だって、2,000億ぶちゃってもいいんだもの。それができるのは選挙で、やっているからなんですよ。だから、あれは私がやってと、今は対立候補の本間さんが村長になられたら、小林がやったことは一切あれは認めないと、農業振興はこういうものだということでおやりになれば、全く問題ありません。

〔「以上で終わります」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　そのほかの議員で質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　ないですね。

質疑なしと認めます。

本案件は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略することについて採決をいたします。

お諮りいたします。本案件は委員会付託を省略することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩といたします。

お昼を過ぎておりますが、続けたいと思いますが、少し休憩をしたいと思います。再開は12時30分を予定しております。ご協力をお願いいたします。

（午後　０時２４分）

○議長（安達丈夫議員）　再開をいたします。

（午後　０時３０分）

○議長（安達丈夫議員）　休憩中に本案に対して、小熊議員ほか６名から修正動議が提出されましたので、その写しを机上に配付いたしました。

したがって、本案と併せて議題とし、提出者から修正案について説明を求めます。

小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　議案第55号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）に対する修

正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の３及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和４年11月11日、弥彦村議会議長安達丈夫様。

発議者、弥彦村議会議員小熊正、同、樋浦久夫、同、那須裕美子、同、丸山浩、同、板倉恵一、同、柏木文男、同、本多隆峰。

修正案について説明申し上げます。

修正額は配付された修正案に記載のとおりでございますので、お目通しいただきたいと思います。

議案第55号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）は、６款１項４目12節委託料、14節工事請負費、16節公有財産購入費は、９月定例会で原案に対する修正動議が可決された議案であり、枝豆加工施設事業には多額の資金がかかり、採算性についても心配であります。そこで、１月の村長選後に村民に負託された上で着手するべきと考えます。

よって、議案第55号の委託料、工事請負費、公有財産等の削除を求める修正案を提出するものでございます。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　これより修正案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に、原案に賛成の方の発言を許します。

花井議員。

○２番（花井譲温議員）　原案に賛成、修正動議に反対します。

私は、９月の定例議会のときには議員としていませんでしたので、ちょっと市場関係者、それと農業振興課長とかお話を聞くことができました。私もこの新たな弥彦村農業と新会社の基本構想について読ませていただきました。

私個人の感想ですけれども、これは非常によくできているのだと判断いたしました。それで、持続可能な農業生産システムに向けて、高齢化などで生産の維持について心配されていることから、農産物加工会社設立に向けての補正予算計上について賛成いたします。

一つ、小林後援会総会にて、花角知事も弥彦村の枝豆について発言されております。園芸作物の生産、振興、稲作だけに頼らない高い収益作物が必要と言われております。

一つ、循環型社会、枝豆残渣、豚ぷんによる堆肥肥料作成と、今後、中国からの輸出が滞ると思われており、有機肥料についての事業計画にきちんと記載がありました。枝豆の生産拡大、労

働力の軽減、栽培面積の拡大、新規参入ができやすい環境整備がなされていることと私は判断いたしました。

一つ、枝豆以外の農産物加工の可能性として、柿、イチジク、イチゴ、記載はありませんでしたが、私が調べたところによると、ギンナンの保存にも冷凍が適しているというような情報を得ることができました。

当面、冷凍枝豆はＯＥＭで製造になるかと思いますけれども、ボイルし急速冷凍する加工場はこれから当然、生産が非常にたくさんになったときに必要になる加工場であると私は考えております。

事業の通年化についても記載がありました。今後、新潟県産枝豆の生産量は増加するものと思われます。

弥彦の枝豆はブランド化されています。更なる枝豆の品質と味の向上を目指し、安定供給ができれば、外国産冷凍枝豆に対し、国産の弥彦産枝豆として商品価値で負けることはありません。

いち早く、枝豆加工品の製造、販売と加工場の建設に向けて動き出すべきときであると思います。問題点があれば、一つずつ解決に向けて努力すればよいことであり、共に弥彦村農業のために賛成していただきたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がないので、原案に賛成の方の発言を許します。

古川議員。

○５番（古川七郎議員）　５番の古川です。

この枝豆の件に関して、何でこういう問題が起きるのかということに対して、私ちょっと述べさせてというか、考えていたもので。

まず、農家は、米もそうで、枝豆、今年も非常に苦戦しました。なぜかというと、主導権がないんですよ、農家の方は。何にもないんですよ。はい、作ってどうぞということなんですよ。あとは、価格も何もかもみんな相手にお任せしますということなんですよ、基本的に。これじゃ、村長の、先ほども言っておりましたけれども、要するにその主導権を一遍には取れません。何年かはかかります。その主導権を生産者に持ってくる、これが目的なんですよ。そうしなかったら、生産者はこれ何ぼやったって、いつになっても収穫を上げることはできません。中には確かに弥彦村も、すごい枝豆でも、生産を上げて高収入を上げている人もおります。

トータルと考えてください。中にはいますよ、お米を作ってもすばらしい人がいますよ。名前は言いませんけれども。私も、その人も、先般もうちへ来てくれました。１時間か２時間半ぐらいお話を聞きました、100％正しいです。だがしかし、その人がいなくなったら、農業が続くかといったら、続かないですよ。その人のやっぱりいいことを全部取って、どうやって生産性を上げて、主導権をこちらが取っていくかということは、これからの農業の政策なんですよ。

これははっきり私が言うと、日本人はまだこれやっているところどこもないと思いますよ。どこもないと思いますよ。恐らくこれ弥彦村がこれ一番だと思います。

燕さんの議員さんも来ているけれども、やっていないと思いますよ。日本中、やっているところはないと思います。私は、申し訳ないけれども、やっぱり少しの経営者です、私は、でありました。

経営者はやっぱり主導権を取らないといけないですよ、何であろうとも。私、先行投資しなかったら絶対に金もうけできません。今の世界を見たら、そういう投資をしている人いっぱいいるでしょう。例えば、ユニクロさんとかね。

〔「討論になっていない」と言う人あり〕

○５番（古川七郎議員）　討論になっていないですか。

私はそういう、とにかく主導権をこっちで持つという考え方で、私は村長のやっていることを賛成したい、そういうことを、枝豆振興の、賛成してもらいたいんですよ。社会を、世の中をよく皆さん見てもらいたい。そういうことで、やはり主導権を取って、一遍にはできません、少しずつやって、頂上が、今、私は頂上が見えています、明るい頂上が、村長も恐らく見ているから提案していると思いますよ。

それは皆さん、まだ、はっきり申して、申し訳ないけれども、理解できていない。そこまではっきり言います、そういうことじゃなくて、少しずつそこに向かってみんなでやっていかないと、やっぱりこれは難しい。村長が今言われたとおり、やっぱり生産も、そこそこ相手も、売るからには、やっぱり予定が立ちます。立てないような売り方をしたっても、相手は乗れません、ついてこない。やっぱりそれだけの計画性も必要だし、そういう意味で、この原案に対しては、私はそういうことで、原案に対してはこれ賛成じゃなく、修正案に対しては賛成はできないことです、そういう意味ではね、そういう意味でですよ。

そういうことで私の発言を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　次に、修正案に賛成の方の発言を求めます。

樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　私は修正動議に賛成いたします。理由は次のとおりでございます。

一つは、来年１月の村長選挙の結果次第では建設方針が変わる可能性があるからです。また、この時期に急いで施工する必要があるのか、私には理解ができません。

これから冬場を迎えることとなり、建設工事には不向きと考えます。よりよい施設を建設するためには、なるべく冬場の施工は避けたほうが得策と考えます。

また、近年、当村の行う事業は、議会はもちろんのこと、事業関係者や村民の方への事前説明が詳しく行われてこなかったせいで、施工後に実に様々な問題が起きているのではないかと思っております。

当該施設も、もう少し時間をかけ腰を据えて、計画立案はもちろんのことでございますが、住民説明を十分にされて、多くの村民のご意見を聞いてから着手するべきと考えます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がないので、次に原案及び修正案に反対の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がないので、次に原案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がありません。

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　私は修正案について、修正動議に賛成いたします。

まず初めに、私は枝豆関連事業に関して、決して反対している訳ではありません。全国放送である「がっちりマンデー！！」にも取り上げられまして、弥彦村の枝豆が全国に知れ渡るいい機会となりました。私も是非成功していただきたいと思ってはおります。ただ、今の段階では進めるべきではないのかと思い、修正動議に賛成いたします。

新会社のことなど、明確な内容もまだ定まっておらず、不安材料が多い中で事業がどんどん進むことに危機感を覚えてしまいます。

先日、村長と枝豆生産者様との話し合う場が設けられ、今年度の実績とお話を聞いているということが耳に入っております。

我々議会は、村長と同じく村民の負託を受けた車の両輪のごとく動いていると私は認識しております。枝豆の事業を進めるに当たって、議論するにも、賛成するにも、反対するにも、もっとよく知るべきだと思っています。生産者様の声を聞く、村民の皆さんの声を聞くなどといった時間がもう少し十分に必要だと考えます。

よって、私は修正動議に賛成いたします。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　それでは続いて、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がないので、次に原案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がないので、修正案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言はありません。

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号について採決をいたします。

まず、小熊議員ほか６名から提出されました修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の皆さんは起立を願います。本修正案に賛成の方の起立を求めております。

〔起立多数〕

○議長（安達丈夫議員）　修正案賛成の多数起立と認めます。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をいたします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　それでは以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって臨時会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　臨時会に上程させていただきました案件について、ご審議いただきましてありがとうございました。

閉会に当たり、一言だけ申し上げたいことがございます。

それは、第１点は、樋浦議員から挨拶の中で、この弥彦、私の村政は箱物行政の村政、箱物しか造っていないというお話が村民の中から出ていたという挨拶なのか、お話がありました。

全然違います。どこが私は箱物造ったんですか。公共施設で、私は箱物はゼロです。今、ようやく図書館の入り口棟だけを造っています。競輪場は、あれは公共施設ではありません。公共施設は、一切私は造っておりません。箱物行政は私も大反対、今のところは。なぜならば、金がなかったし、その後の運営に経費がかかるし、財政負担にかなりの重荷をかけると見えていたからです。一切やっていません。それは修正していただきたいと思います。

それから、随意契約の件なんですが、私もこれで８年間、今、村長やっていますけれども、これだけの案件で、４人の議員が同じように疑義を言われたのは、今回、初めてです、今まであり

ません。なぜかと考えますと、私には分かるし、意見を言われた方、板倉議員だけはちょっと違うと思いますけれども、この業者というのは、アート通信、新潟西区に本社を置くアート通信設備であります。

アート通信設備は、私の選挙のときの選挙カーを、街宣車を全部運営していただいている会社です。社長の野口さんとは、平成27年の村長のときに、支持者からの紹介で初めて挨拶されました。一生懸命やっていただいています。

なぜ、あえてこの案件だけで言われたのかということは、その業者が私の街宣車をやっていただいている企業だからとしか思えません。今まであったけれども、４人の議員が一斉にやるというのはこれ本当に珍しいことです。しかもこれだけの案件で。

もう一つ、村内業者を優先しろということを言っておられました。当たり前です。ずっと今までやってきました。今まで、電気工事、電気製品の納入については高倉電気、阿部電器、村越電機、この３者でしか買ってありません。つい先日の観山荘のカラオケ施設、リースですけれども、総額約200万、これも阿部電器に随意契約でお願いしました。

今まで、電気工事、電気製品の納入については、先ほども申しましたように３者の村内業者しか、私は指名入札、指名で入札、指名しておりません、入札競争で、それは村内にある業者だからです。

３者しかないというのは、本当の入札の原点である、本当にこれが税金の無駄遣いをしないかどうかというのは判断できません、はっきり言って。だけれども、村内業者を優先するということは言っています。村内業者を優先というのはどこにも書いていない、法律上、どこにも書いていない、それは村長の権限内なんですよ。

今まで、さっき申しましたように、一切、１件だけなんですよ、村外業者が入札に応募したのは。それは先ほど申しましたように、街灯のＬＥＤ化のときに、あれは言ってきて、要するにＬＥＤによる電力料金の値下げと既存料金には差額がある。年間どのぐらいですか、100万か200万か、もっとですね、300万かな、その差額を業者にもらえば、村のお金を１円も使わずにちゃんと造りますと言ってきたのは、その野口さんだったんですよ。

そのときにその話を聞きつけて、もうはっきり言います、これ高倉電気がそれはおかしいと、うちのに回せ、回してくれと、私、村長になりたてでした。だけれども、それはおかしいので、だったら組合なりつくってそれでやったらどうかということで妥協しました。それ以外、野口さんという業者を指名競争入札に入れたことは一遍もありません。

最近、私がそういうのを、全部村外の業者に渡しているというううわさを聞いています。どなたかがほえておられるみたい。今、今回で議員さんたち４人方から言われてきたことは、今までの私のその行為といいますかね、村内業者を優先したいという努力を一切認めてもらえていない。であるならば、原理原則である、入札については全て一般競争入札とさせていただきます。

以上です。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、令和４年第７回弥彦村議会11月臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　０時５７分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　安　　達　　丈　　夫

署名議員　　小　　熊　　　　正

署名議員　　本　　多　　隆　　峰